

# 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

## 1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等は、監査・議会報告・公表については平成19年度決算より義務づけられており、今回以下のとおり算定結果がまとまりましたのでお知らせします。なお、篠山市においては健全化法の規定による判断基準を超える指標はありませんが、実質公債費比率と将来負担比率は今後まだ上昇すると見込まれることから、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

## 2. 地方公共団体の財政健全化法の概要

健全化法は、地方財政再建制度を抜本的に見直すために平成19年6月に制定され、平成20年度の決算から、自治体全体の財政情報の開示を徹底し、財政状況の悪化した自治体には透明なルールのもとに早期の健全化措置を導入し、財政再建を促す仕組みとなっています。このため新たな4つの財政指標を設定し、毎年度、監査委員の審査を経て議会に報告し、住民に公表することとされ、財政指標により全ての自治体を健全団体、早期健全化団体、再生団体の3つに振り分け健全化を促すこととなっています。

更に、地方公営企業法の再建部分を健全化法に加え、早期健全化の仕組みを規定しています。

## 3. 4つの財政健全化判断比率と公営企業の健全化比率

- ① 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ② 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④ 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ⑤ 資金不足比率・・・公営企業（法適、法非適）ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

## 4. 篠山市の指数と財政悪化の判断基準

単位：％

各指標	市の指数	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	12.73	20	早期健全化基準は標準財政規模により変動
連結実質赤字比率	—	17.73	30 (40)	同上。財政再生基準はH23までは40%
実質公債費比率	19.5	25	35	
将来負担比率	298.8	350		
資金不足比率	—	20		公営企業のため経営健全化基準

※平成20年度決算に基づく指標から適用され、19年度は指標の公表のみ

判断基準を超えると、

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 早期健全化団体・・・4指標のうちいずれかが「早期健全化基準」以上。<br>自主的な改善努力が求められる。財政健全化計画の策定と議会の議決、外部監査の義務付け、公表など。<br>（経営健全化団体） | 公営企業は、経営健全化計画の策定と議会の議決、外部監査の義務付け、公表。 |
| 再生団体・・・3指標のうちいずれかが「財政再生基準」以上、国の管理下で確実な財政再建を図る。財政再生計画の策定と議会の議決、起債発行の制限、外部監査の義務付け、公表など。             |                                      |

## 5. 平成19年度篠山市の4指標の詳細

実質赤字比率	—	黒字は「—」表示 (H19の比率は△2.42%)
--------	---	--------------------------

〔一般会計、住宅資金特別会計、診療所特別会計、観光施設事業特別会計（以下一般会計等）の収支合計額が黒字であり、実質赤字は生じておらず該当なし。〕

連結実質赤字比率	—	黒字は「—」表示 (H19の比率は△10.65%)
----------	---	---------------------------

〔一般会計等に加え国民健康保険特別会計や上下水道などの事業に関する会計を含めた全会計の収支合計額が黒字であり、連結実質赤字は生じておらず該当なし。〕

実質公債費比率	19.5%	3カ年平均値（平成17～19年度）
---------	-------	-------------------

〔実質公債費比率は、一般会計等の公債費が増加したことに加え、水道事業や下水道事業会計への繰出金が増えたことにより、前年度より1.6%上昇しました。  
なお、篠山市では平成22年度から普通交付税の合併算定替の段階的縮減期間を迎えることから、平成23年度決算では24.9%と早期健全化基準の直前まで比率が上昇しますが、その後公債費の減少により下降していく見込みです。〕

将来負担比率	298.8%
--------	--------

〔将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な債務（地方債の現在高や職員の退職手当支給予定額などから基金や地方債現在高等にかかる交付税算入見込額等を控除したもの）の標準財政規模に対する比率です。平成20年度決算では、300%を超える見込みですが、これをピークとしてその後は市債残高の減少により徐々に下降していく見込みです。〕

$$\frac{\text{将来負担額 (924億29百万円)} - \text{充当可能財源等 (597億10百万円)}}{\text{標準財政規模 (157億43百万円)} - \text{算入公債費等 (47億93百万円)}} = 298.8\%$$

＜主な将来負担額＞		＜充当可能財源等＞	
地方債の現在高	482億70百万円	基準財政需要額算入見込額	520億25百万円
公営企業債等繰入見込額	371億65百万円	充当可能基金	53億63百万円
退職手当負担見込額	68億40百万円	充当可能特定歳入	23億22百万円

## 6. 平成19年度公営企業の経営健全化に関する指標

区分	水道事業会計	農業共済事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	宅地造成事業特別会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

\* 宅地造成事業特別会計については、平成19年度で廃止

いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし